

東海市立福祉型児童発達支援センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第19号

東海市立福祉型児童発達支援センター管理規則の一部を改正する規則

東海市立福祉型児童発達支援センター管理規則（昭和61年東海市規則第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東海市立児童発達支援センター管理規則

第1条中「東海市立福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例」を「東海市立児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例」に、「東海市立福祉型児童発達支援センター(」を「東海市立児童発達支援センター(」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。